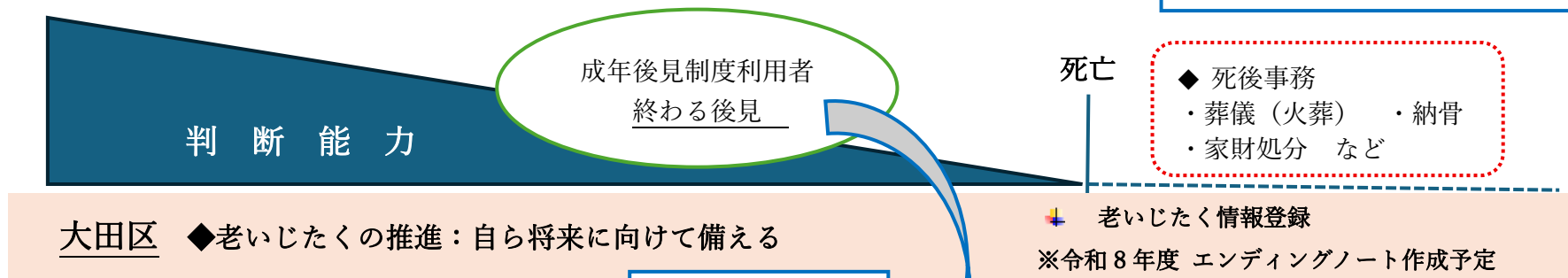


◇大田区がめざすもの

- 頼れる身寄りの有無にかかわらず、自身の意向が反映され、住み慣れた地域で自分らしく安心した暮らしを地域で支える。
- 大田区の強みである「おいじたくの推進」をベースに、地域連携ネットワークを駆使した仕組みとする。

現在



<社会福祉法の一部改正：第二種社会福祉事業>

新：日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） 令和10年度～

対象：判断能力の不十分な方（現行制度の対象）に加え、身寄りがいない高齢者等で判断能力がある方も含む 【拡大】

内容：① 日常生活支援（意思決定支援） ※必須事業

（例）定期連絡等の定期的な見守り／一定額の預貯金出し入れ／福祉サービスの利用料や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理／福祉サービス利用の手続支援等の福祉サービス利用援助／通帳、年金・保険証書等の重要書類等の預かり

多様な主体が参画

② 入院・入所等の手続支援

（例）契約の立会や付添など、入院・入所又は退院・退所の手続時の支援／緊急連絡先の提供／入院費用の支払代行

③ 死後事務の支援

（例）葬儀（火葬）・納骨・家財処分の契約手続の支援及び契約履行の確認／公共料金の収受機関等への連絡 など

※実施団体は、②か③どちらか選択可

<他地区にみるネットワークを駆使した取組例>

- 終身サポート事業実施事業者団体との連携（全国高齢者支援団体連合会・全国高齢者等終身サポート事業者協会と協定を結ぶ）…サービス選択の幅を広げる
- 行政が終活支援優良事業者を認証・・・民間事業者を最大限活用
- 専門職（当該地区登録制）が担う死後事務を社協が終えたことを確認・・・信頼性の担保
- 預託金（一括・分割）で緊急入院時にも対応。少額短期保険「葬儀保険」を保険会社とタイアップ・・・預託金を希望しない方も利用できる仕組み
- 事業連携例：入院入所時の物品等準備（生活協同組合・シルバー人材センター）、病院の請求書に基づき事業実施団体が本人通帳のある金融機関に振込依頼